

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

福島国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を自分で納付していたが、未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和42年以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳等で確認できる納付状況によれば、申立人は、結婚後の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を一度だけ過年度納付しているが、昭和47年度分については再発行の納付書で現年度納付しており、これ以外の期間については全て現年度納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月31日から同年10月1日まで
② 平成7年10月1日から10年4月1日まで

私は、平成5年2月頃から10年3月末までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②のオンライン記録上の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録等により、申立人は、B社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①当時、B社に勤務していた者は、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者となっているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様に、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人と同様に平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理が行われた同僚は、申立期間①の給与明細書を所持していることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、20万円と記録されていたところ、同年4月18日に、7年10月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様に、9年4月18日に、当該同僚が被保険者資格を取得した日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B社の当時の事業主は、「当時は資金繰りが苦しく、社会保険料の滞納があった。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から9年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年4月1日までの期間については、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の時決定（平成9年10月1日）において標準報酬月額が9万2,000円と記録されていると

ころ、当該記録については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年4月1日までの期間については、B社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた同僚が、給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において、訂正前に記録されていた8年10月の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の平成8年10月から9年9月までの標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から同年10月1日まで

私は、平成3年7月頃から8年11月頃までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、B社に勤務していた者は、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者となっているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人と同様に平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理が行われた同僚は、申立期間の給与明細書を所持していることから、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及

び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

福島厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月30日から同年12月1日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成16年11月30日となっているが、同年12月1日の誤りであると思われるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社の回答書及び同社の社会保険事務担当者の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、B社は、平成16年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、A社の事業主は、資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、申立人は、本来、同日まで同社において被保険者資格を有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年10月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、事務手続の誤りであるとして、申立てどおりの資格喪失日に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年11月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。